別表第一中「三　重　尾　鷲」を削る。

別表第二中「沖　縄　那　覇」を「沖　縄　那　覇　新　石　垣」に改める。

別表第三三重の項を削る。

（関税定率法施行令の一部改正）

第二条　関税定率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七十四条」を「第七十七条」に改める。

第一条の二第二号ただし書中「次号、第四条、第五条の二第一項第二号、第十三条の三及び第五十七条第十二号において」を「次章を除き、以下」に改める。

第五条の四の見出しを削り、同条中「主要食糧」を「生活関連物資」に改め、「の規定の豚肉についての準用」を削る。

第五十三条第一項中「に係るもどし税」を「の減税、免税又は戻し税等」に改め、同項第三号中「払いもどし」を「払戻し」に改め、同条第二項中「保税作業」の下に「（関税法第五十六条第一項（保税工場の許可）に規定する保税作業をいう。第五十四条の二第一項及び第七十三条において同じ。）」を加える。

第五十六条第一項中「次条」を「次条第一項」に改める。

第五十六条の二に次の一項を加える。

2　特定輸出者（関税法第六十七条の三第一項第一号（輸出申告の特例）に規定する特定輸出者をいう。）、特定委託輸出者（同項第二号に規定する特定委託輸出者をいう。）又は特定製造貨物輸出者（同法第六十七条の十三第二項（製造者の認定）に規定する特定製造貨物輸出者をいう。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する申請書に同項に規定する貨物の輸入の許可書又はこれに代わる税関の証明書を添付して、これを当該貨物の輸出申告をする税関長に提出することができる。

第五十六条の三及び第五十六条の四中「次条」を「次条第一項」に改める。

第五十七条第十二号を同条第十三号とし、同条第十一号中「第七十四条」を「第七十七条」に改め、同号を同条第十二号とし、同条中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九　法の別表第二七一〇・一九号の一の㈢のAの㈡及び第二七一〇・二〇号の一の㈣のAの㈡に掲げる重油及び粗油

第五十八条第一項中「第二十条の二第一項」の下に「（軽減税率適用貨物の用途外使用の制限等）」を加え、同項第二号を次のように改める。

二　当該貨物の用途及び使用場所（前条第九号に掲げるものに係る場合にあつては、その用途及び使用予定計画）

第五十八条第一項第三号中「第十号」を「第十一号」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前項の書面を提出する場合において、次の各号に掲げるときは、それぞれ当該各号に定める証明書を当該書面に添付しなければならない。

一　当該貨物が前条第七号に掲げる飼料用に供する種類の調製品であるとき　その旨を記載した農林水産大臣の証明書

二　当該貨物が前条第九号に掲げる重油及び粗油であるとき　その旨を記載した農林水産大臣又は経済産業大臣の証明書

第五十八条第三項中「使用する者」の下に「（前条第九号に掲げる貨物にあつては、当該貨物を販売する者）」を加える。

第五十九条中「について、法第二十条の二第一項」を「（同条第九号に掲げるものを除く。）について、法第二十条の二第一項（軽減税率適用貨物の用途外使用の制限等）に改め、同条ただし書中「第十一号及び第十二号」を「第十二号及び第十三号」に改め、同条第二号中「その輸入」を「当該貨物の輸入」に改め、同条第五号中「第十号」を「第十一号」に、「同条第十一号」を「同条第十二号」に改め、同条に次の一項を加える。

2　法第二十条の二第一項の軽減税率の適用を受けた第五十七条第九号に掲げる貨物の輸入者その他の販売者及び税関長が指定する使用者（次条第二項において「輸入者等」という。）は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を記載した帳簿を備えなければならない。

一　当該貨物の販売者　受け入れた当該貨物の受入年月日及び受入先（輸入者にあつては、輸入の許可に係る税関、その許可の年月日及び許可書の番号（特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号を含む。）並びにその置かれている場所並びに販売した当該貨物の販売年月日、販売先及びその業種並びにこれらの貨物の性状、数量及び価格

二　税関長が指定する使用者　受け入れた当該貨物の受入年月日、受入先、性状、数量、価格及びその置かれている場所

第六十条の見出しを「（使用状況の報告等）」に改め、同条中「第二十条の二第一項」の下に「（軽減税率適用貨物の用途外使用の制限等）」を「受けた貨物」の下に「（第五十七条第九号に掲げるものを除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2　税関長は、必要があると認めるときは、法第二十条の二第一項の軽減税率の適用を受けた第五十七条第九号に掲げる貨物の輸入者等に対し、当該貨物についての業務に関する報告書の提出を求めることができる。

第六十一条中「第十一条の二まで」の下に「（第十一条第一項ただし書を除く。）」を加え、「に規定する」を「の」に改め、「受けた貨物」の下に「（第五十七条第九号に掲げるものを除く。）」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第十一条第一項本文中「同項」とあるのは「法第二十条の二第二項」と、第十一条の二中「同項に」とあるのは「法第二十条の二第二項に」と、「同項の規定により税関長の承認を受けている他の製造工場において同項各号に掲げる」とあるのは「当該軽減税率の適用を受けた」と、同条第五号中「譲渡しようとする先の製造工場」とあるのは「当該用途に供しようとする場所」と読み替えるものとする。

第六十一条に次の一項を加える。

2　第十条及び第十一条（第一項ただし書を除く。）の規定は、法第二十条の二第一項の軽減税率の適用を受けた第五十七条第九号に掲げる貨物について準用する。この場合において、第十一条第一項本文中「同項」とあるのは、「法第二十条の二第二項」と読み替えるものとする。

第六十一条の二の見出しを削り、同条第一項中「貨物の転用」を「物品の転用」に改め、「以下」の下に「この条において」を加える。

第六十五条を次のように改める。

（児童福祉施設等の指定）

第六十五条　法の別表第〇四〇二・一〇号の二の㈠に規定する政令で定める児童福祉施設は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設（助産施設及び児童家庭支援センターを除き、母子生活支援施設にあつては保育施設を有するもの、児童厚生施設にあつては保育施設を有する児童館に限る。）とする。

2　法の別表第〇四〇二・一〇号の二の㈠に規定する政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

一　児童福祉法第十二条の四の規定に基づき都道府県が児童相談所に設置する児童一時保護施設

二　児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするものであつて就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第一項及び第三項（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等）の規定による認定を受けた施設